

日医発第 540 号（保 179）
令和 3 年 9 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男

令和 3 年度特定保険医療材料価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものがあります。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ。）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

調査内容につきましては、購入サイドからは病院約 1,150（抽出率 1/8）、一般診療所（歯科診療所を除く。）約 730（抽出率 1/160）等が調査客体として抽出され、令和 3 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等については令和 3 年 9 月取引分のみ）を対象として実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて、添付資料 2～7 が送付され、令和 3 年 10 月 22 日（金）までに厚生労働省の委託業者の担当者あてに提出いただくことになっておりますが、客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。

記

「令和3年度特定保険医療材料価格調査」に関する 厚生労働省の委託業者

株式会社日本リサーチセンター
「厚生労働省 令和3年度特定保険医療材料価格調査事務局」
TEL : 0120-977-810 (平日 9:00~17:00)
FAX : 03-5638-9160
E-Mail: zairyoukakaku2021@nrc.co.jp

価格調査用 CD-ROM の操作方法についての照会先

富士テレコム株式会社 価格調査ヘルプデスク
TEL : 0120-262-269 (平日 10:00~12:00、13:00~16:00)
FAX : 0120-262-269
E-Mail: kakakuchousa@ml.fujitelecom.co.jp
サポートサイト : <http://www.kakakuchousa.info/>
サポートサイトの閲覧用 ID・パスワード:
《ID》kakaku 《パスワード》#asuohc@2021

(添付資料)

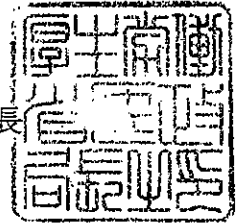
1. 令和3年度 特定保険医療材料価格調査の実施について
(令和3年8月27日 医政発0827第11号 厚生労働省医政局長)
2. 令和3年度 特定保険医療材料価格調査の実施について (医療機関依頼文書)
(令和3年9月10日 事務連絡 厚生労働省医政局経済課)
3. 特定保険医療材料価格調査
 - ・「令和3年度 特定保険医療材料価格調査」留意事項
 - ・医療機関等用調査票・第I
 - ・医療機関等用調査票・第II
 - ・令和3年度 特定保険医療材料価格調査 卸売販売業者名簿
4. 令和3年度 特定保険医療材料価格調査用 CD-ROM
5. 令和3年度 特定保険医療材料価格調査 回答要領
6. 回答用 CD-R
7. オンライン報告用チラシ

医政発0827第11号

令和3年8月27日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



令和3年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和3年度特定保険医療材料価格調査を、別紙要領により実施することと致しましたので、御協力下さいますようお願い致します。

令和3年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和3年5月から同年9月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等は、令和3年9月取引分のみを対象）

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 提出期限

令和3年10月22日（金）迄

5 提出物

(1) 調査票・第Ⅰ 必須

※ 特定保険医療材料の取引がない場合、政府統計共同利用システムにて調査票・第Ⅱ提出した場合も、調査票・第Ⅰを委託事業者へ要提出

(2) 調査票・第Ⅱ 特定保険医療材料の取引がある場合のみ

※ 調査票・第Ⅱは、CD-R、紙調査票を委託事業者へ送付又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告により提出

6 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。
(調査客体数 約 6,000 客体)

(2) 購入サイド

- 病院の全数から、層化無作為抽出法により8分の1の抽出率で抽出された病院
(調査客体数 約 1,150 客体)
- 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により160分の1の抽出率で抽出された一般診療所
(調査客体数 約 730 客体)
- 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された歯科診療所
(調査客体数 約 630 客体)
- 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により15分の1の抽出率で抽出された歯科技工所
(調査客対数 約 280 客体)
- 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局
(調査客体数 約 1,000 客体)

7 調査の実施方法

厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布。
調査客体が調査票等に必要事項を記入、委託業者に提出。
厚生労働省が調査票等を集計する。

令和3年度特定保険医療材料価格調査実施要領

8 委託業者

(調査に関する問い合わせ先)

株式会社日本リサーチセンター「厚生労働省 令和3年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel： 0120-977-810 (平日 9:00～17:00)

Fax： 03-5638-9160

E-mail： zaiyoukakaku2021@nrc.co.jp

(価格調査用 CD-ROM の操作方法に関する問い合わせ先)

富士テレコム株式会社 価格調査ヘルプデスク

Tel： 0120-262-269 (平日 10:00～12:00、13:00～16:00)

Fax： 0120-262-269

E-mail： kakakuchousa@ml.fujitelecom.co.jp

サポートサイト： <http://www.kakakuchousa.info/>

サポートサイト閲覧用の ID・パスワード： <ID> kakaku <パスワード> #asuohc@2021